

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた「女性差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会は、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘し、早期批准を勧告しています。2023年4月時点で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち115か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2024年6月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中118位と低迷しており、国際的な水準にたつて、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準においつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、
内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)